

第1回 門真市水道事業基本計画策定委員会会議録（会議の概要）

1. 日 時 平成 19 年 10 月 31 日（水） 午後 2 時から午後 4 時 40 分まで
2. 視 察 大阪府庭窪浄水場
淀川源水の視察・高度浄水処理のしくみ・中央管理システム見学
3. 会議会場 門真市立市民交流会館 「中塚荘」
4. 出席委員 植村興委員、日野和則委員、葭田正子委員、
池田博美委員、堀真佐司委員、齊藤須磨夫委員
5. 議 事
 - (1) 門真市水道事業管理者職務代理者門真市水道局長あいさつ
・門真市水道事業基本計画策定委員会設置要綱第2条に基づき、水道事業管理者職務代理者から、委員に審議・意見具申を依頼した。
 - (2) 委員紹介
 - (3) 水道局職員紹介
 - (4) 門真市水道事業基本計画策定委員会設置要綱について
 - (5) 委員長・副委員長の互選について
・委員の互選により、委員長に、植村興委員を、副委員長に日野和則委員を選出した。
 - (6) 委員長あいさつ
 - (7) 会議の公開・非公開及び議事録の公表について
・本委員会の会議については、公開とする。会議録については、会議の概要をとりまとめたものとし、次回の委員会で確認した後、事務局にて門真市公式ホームページ及び門真市役所内の情報公開室に集録、公開することを決定した。
なお、委員会の公開、傍聴の可否は次回の委員会で決することを確認した。
 - (8) 委員会の開催予定について
・委員会は、計5回を予定し、平成20年2月の「門真市水道事業基本計画案」に対する意見具申までの日程及び検討項目について確認した。
なお、議事の進行状況及びスケジュール調整等により、計4回の開催となることを確認した。
 - (9) 門真市水道事業基本計画策定の背景について
・指針となる水道ビジョン、地域水道ビジョン、水道事業ガイドラインにより、門真市水道事業基本計画策定の背景を説明し、本委員会設置の目的について事務局から説明した。

(1 0) 門真市水道事業の概要について

- ・全量受水、受水系統、水道施設の概要、給水人口と配水量の推移、事業計画の推移、経営改善の変遷、経営状況等の門真市水道事業の概要について事務局から説明した。

(1 1) 各課の現状と課題について

- ・水道局における各課担当業務の概要及び現状と課題について各課長から説明した。

(1 2) 次回開催日程と検討項目について

- ・次回(第2回)の委員会を、平成19年11月28日(水)午後1時から門真市立市民交流会館「中塚荘」で開催し、今後の取組について検討することを確認した。

6. 委員会での意見等

(委員)

人口がほぼ横ばい、あるいは微減状態に対し、給水量の減少が激しいが要因はなにか。企業の水需要減少が影響しているのか。

(水道局)

その要因は、節水型機器の普及や節水意識の向上及び企業の水道使用量の減少等である。

(委員)

平成18年度の給水原価を構成する要素はなにか。

(水道局)

平成18年度決算の主な給水原価の要素は、受水費92円34銭、職員給与費44円38銭、減価償却費18円75銭、支払利息13円10銭で、固定費が給水原価の84.7%を占めている。

(委員)

平成18年度の供給単価はいくらか。

(水道局)

平成18年度決算の供給単価は、201円56銭である。

(委員)

平成14年度の収益的収支の状況表に、前年度繰越欠損金があるが、その原因はなにか。

(水道局)

前年度繰越欠損金の原因は、水需要の減少による累積赤字である。

(委員)

資本的収支の不足分に対し、門真市の一般財源から補填はあるか。

(水道局)

水道事業は独立採算制であり、資本的収支の不足分は損益勘定留保資金等で補填しており、門真市の一般財源からの補填はない。

(委員)

学校給食費の未払い等でも話題となっているが、水道事業においても未払いはあるか。

(水道局)

水道事業においても未払いはある。現在、水道料金の徴収率は 99.9%である。

(委員)

経営改善のため、平成 14 年 4 月から職員による当直や修繕を業務委託しているが、例えば、深夜に市民から事故が起きたとの通報等があった場合の対応について、市民サービスはどうか。市民からの苦情はないか。

(水道局)

コスト縮減等の検討を行なった上で、職員による当直や修繕業務の内容を継承し、水道局内で 24 時常駐する体制の業務委託としている。

民間活力の導入により業務委託した後において、市民サービスの低下等の問題で市民からの苦情はない。人件費の削減で経営改善の効果があつた。

(委員)

業務委託している業者が、入札制度の改正等で変わった事により、職員が混乱し、業務に影響が出る事も考えられるので、課題の一つにしても良いのではないか。

7. その他

(1) 門真市水道事業基本計画策定委員会設置要綱

(2) 門真市水道事業基本計画策定委員会委員名簿

門真市水道事業基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 門真市水道事業基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、門真市水道事業基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、門真市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の求めに応じて、基本計画の策定に関し必要な事項について審議し、及び意見を具申するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員8人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民団体を代表する者
- (3) 関係行政機関
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、水道局総務課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる委員会の会議の招集及び委員長が選出されるまでの間の議長は、管理者が行う。

門真市水道事業基本計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

職	氏 名	所属役職名等	備 考
委 員 長	植村 興	大阪府立大学名誉教授	学識経験者 (要綱第3条第2項第1号)
副 委 員 長	日野 和則	近畿大学経営学部教授	学識経験者 (要綱第3条第2項第1号)
委 員	葭田 正子	門真市消費生活研究会会長	地域住民団体代表 (要綱第3条第2項第2号)
委 員	池田 博美	門真市消費生活研究会副会長	地域住民団体代表 (要綱第3条第2項第2号)
委 員	堀 真佐司	大阪府水道部東部水道事業所所長	関係行政機関 (要綱第3条第2項第3号)
委 員	齊藤 須磨夫	元門真市水道局技監	(要綱第3条第2項第4号)